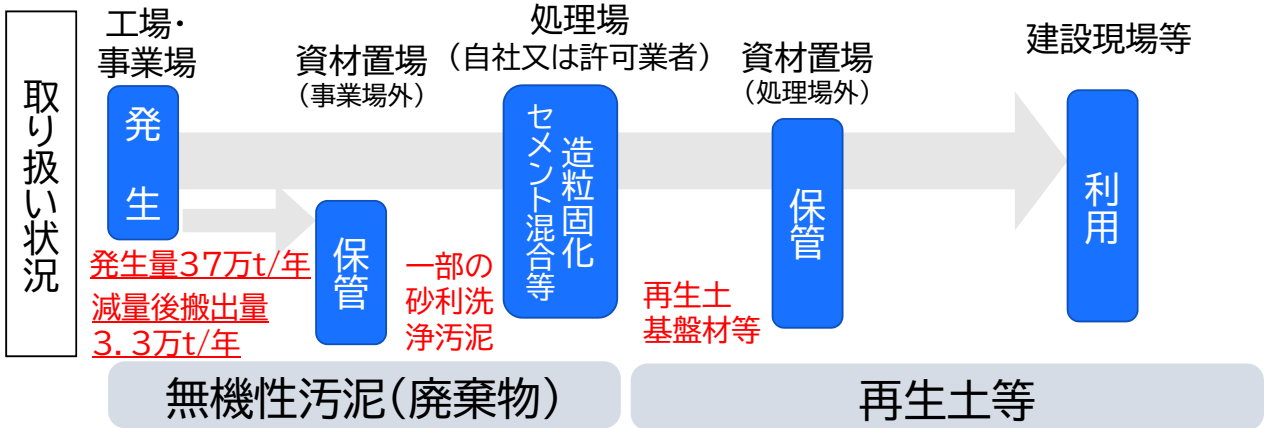


## 無機性汚泥(砂利洗淨汚泥など)



**規制・運用状況**

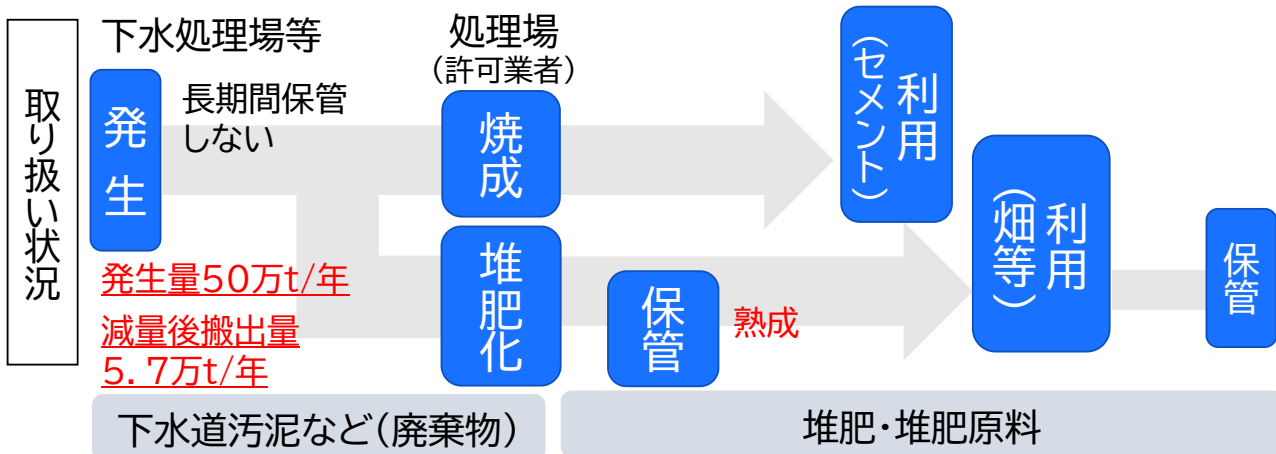
廃棄物 排出者責任に基づく処理

○関係法令(※)はあるが、保管の規制や利用を促進する仕組みはない

※砂利採取法は、事業に必要な設備の設置等を規制  
河川法は河川区域、農地法は農地での行為を規制

一部の汚泥は排出事業者による保管が長期化し、処理が進んでいない。再生土等の市場が乏しいことや、移動や保管場所を把握する仕組みがないことから、重大事案化するおそれがある(第1回検討会の事例2)

## 有機性汚泥(下水道汚泥など)



**規制・運用状況**

下水道法 下水道管理者の責務  
・汚泥等の適正処理義務  
・地方公共団体が下水道管理者として管理

廃棄物 排出者責任に基づく処理

○関係法令(※)はあるが、保管規制や利用促進の仕組みはない

※肥料の品質の確保に関する法律  
生産、販売をそれぞれ国、県に登録

堆肥・堆肥原料の移動や保管場所を把握する仕組みや、利用を促進する仕組みがないことから、重大事案化するおそれがある(第1回検討会の事例1)